

# こうち 男女共同参画プラン

男女共同参画計画 [女性活躍推進計画]

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

性別にかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと活躍できる高知県へ



## 1 プラン改定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題に位置づけられています。（「男女共同参画社会基本法」前文より）

高知県においては、平成13年度に「こうち男女共同参画プラン」を策定し、平成15年には「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定し、社会の幅広い分野にわたる様々な取組を進めてきました。

こうした中、前プランの計画期間が令和2年度で終期を迎えたことから、これまでの取組の成果と課題や、社会情勢の変化などを踏まえ、プランを改定しました。

## 2 プランの性格

このプランは、「男女共同参画社会基本法」及び「高知県男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画です。



## 3 プランの計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年です。プランでは、次の3つのテーマと、それぞれ分野の現状と課題を踏まえた取組を推進します。

テーマ  
1

### 意識を変える

- (1) 社会全体の意識を変える
- (2) さまざまな場での意識を変える



テーマ  
2

### 場をひろげる

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 働く場をひろげる
- (3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進



テーマ  
3

### 環境を整える

- (1) 育児・介護等の基盤整備
- (2) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- (3) 「人生100歳時代」を見据えたからだところの健康支援
- (4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

## 4 プランの推進体制

- (1) 高知県男女共同参画推進本部を中心に、全庁的な取組を積極的に進めます。
- (2) こうち男女共同参画会議において、PDCAサイクルによる取組状況の点検・評価を行い、意見を積極的に取入れ、取組の更なる充実につなげます。
- (3) 男女共同参画社会形成のための拠点施設であるこうち男女共同参画センター「ソーレ」において、研修や調査研究、情報提供、相談業務などを積極的に展開します。
- (4) 市町村と連携し、男女共同参画計画や女性活躍推進計画の策定、意識啓発などの取組を支援します。
- (5) 事業者、関係機関、団体、NPOなどとの連携を図り、情報提供などによりその取組を支援します。
- (6) 男女共同参画苦情調整委員を設置し、苦情の申出を適切に処理します。

## プランの目指すべき姿

# 性別にかかわらず、誰もが自分らしく いきいきと活躍できる高知県

女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる高知県を目指します。



### プランの 基本理念

「高知県男女共同参画社会づくり条例」が掲げる次の六つの基本理念に基づき、目指すべき姿の実現に取り組みます。

# 1

### 男女の人権の尊重

性別による差別をなくし、男女がともに、個人としての能力を發揮できる機会を確保していきましよう。



# 2

### 社会の諸制度や 慣行についての配慮

「女だから」「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう社会の制度や慣行のあり方を見直していきましよう。

# 3

### 意思の形成及び 決定過程への共同参画

女性と男性が社会の対等なパートナーとして、さまざまな方針の決定に参画できるようにしていきましよう。



# 4

### 家庭での相互協力と 職業生活その他の 活動との両立

女性と男性が互いに協力し、社会の支援を受けながら、家事、子育て、介護などの家庭生活において、家族の一員としての役割を果たし、仕事や地域活動などが両立できるようにしていきましよう。

# 5

### 男女の生涯にわたる 健康への配慮

女性と男性が互いの性別による違いを理解しあい、妊娠・出産について双方の意思を尊重するなどにより、生涯にわたって健康な生活を営むことができるようにしていきましよう。

# 6

### 国際社会の 取組との協調

国際社会の一員として、国際社会との協調のもとに、取り組んでいきましよう。



## 女性の活躍の場の拡大

高知県では、「高知県女性活躍推進計画」を県の男女共同参画計画である「こうち男女共同参画プラン」と一体的に策定し、女性活躍推進法の掲げる目的を達成するために求められる取組を進めていくこととしています。

### 目指すべき姿

社会全体(家庭・地域・職場)で子育てしながら働く女性を支援する仕組みづくり

# 1 意識を変える

「あらゆる分野における男女共同参画の推進」を目指します！

## 取組の柱(1) 社会全体の意識を変える

- 男女共同参画に係る実態の把握に努めるとともに、意識啓発や制度・慣行の見直しを進めるための効果的な広報・啓発などをさらに進めます。
- 県全体における男女平等の推進のため、市町村において計画に基づいた様々な取組が着実に進むよう支援します。
- 男女共同参画や女性活躍の視点を生活の場全体に広げるため、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念を解消するような表現や女性の人権等に配慮した適切な表現がなされるよう、メディアとも連携しながら広報・啓発に取り組みます。

## 取組の柱(2) さまざまな場での意識を変える

- 様々な場面での固定的な性別役割分担意識や無意識のうちの性別による差別・区別を生じさせないよう、幼少期からの教育や男性を対象にした広報、職場・地域などのあらゆる場面・あらゆる対象への意識啓発に取り組みます。



# 2 場をひろげる

「多様な働き方の選択、ワーク・ライフ・バランスの実現」を目指します！

## 取組の柱(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 行政が率先垂範してあるべき姿を示すことができるよう、審議会等委員への女性の登用、女性職員の採用・登用拡大等に取り組みます。
- 政治や経済における方針決定過程において、女性の意思が広く公平に反映されていくため、団体のトップを中心とした意識啓発や人材育成等の支援を行います。

## 取組の柱(2) 働く場をひろげる



- 女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、多様な柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。
- 子育て・介護等により離職した者の再就職や起業の支援、雇用によらない働き方等における就業環境の整備を推進します。
- 農林水産業の女性の経営への参画を推進するとともに、地域をリードする女性の農林水産業者を育成し、方針策定への女性の参画を推進します。

## 取組の柱(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進

- 地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点や女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、団体の活動支援やリーダーとなる女性の育成を図ります。
- 平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進めます。

## 3

## 環境を整える

「男女共同参画の面から見た健やかで安全な暮らし」を目指します！

### 取組の柱(1) 育児・介護等の基盤整備

- 保育所、認定こども園等の整備を進めるとともに、延長保育、病児保育、地域の支え合いによる子育て支援であるファミリー・サポート・センターなどの保護者ニーズに柔軟に対応可能な様々な保育サービスを充実し、育児等の基盤整備に取り組みます。
- 必要な介護サービスを身近に利用できる地域包括ケアシステムの構築による介護サービスの充実、介護支援情報の提供・広報、フレイル予防の推進など、介護の基盤整備に取り組みます。また、相談体制の充実など、介護負担の軽減に向けた介護者支援にも取り組みます。



### 取組の柱(2) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- 男女共同参画の視点に立ち、多様な困難を抱える全ての女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進めます。
- 高齢者、障害者、外国人などが安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- ひとり親の家庭や生活困窮者が安心して生活できるよう、雇用・就業の安定に取り組むとともに、自立に向けた力を高めるよう支援します。
- 性の多様性について社会的な理解促進を図り、互いに認め合える社会を目指します。

### 取組の柱(3) 「人生100歳時代」を見据えたからだところの健康支援

- 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点から、女性自らが自分の身体や健康について、正しい知識や情報を基に判断し、その自己決定が尊重される社会づくりを目指します。
- ヘルスリテラシー(健康について最低限知っておくべき知識)を向上させるとともに、ライフステージごとの課題や、健康を阻害する社会的要因への対応も含め、男女の身体的な性差に応じた健康に関する情報、相談指導、保健サービスなどが容易に受けられる環境をつくります。
- 人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備に取り組みます。

### 取組の柱(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、暴力の当事者とならないための予防教育や若者を対象としたデートDVに関する啓発、相談窓口の周知や相談機能の充実など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化します。
- 被害者に対して、相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援にいたるまで、行政と民間団体とが連携し、時代とともに多様化する女性が抱える困難への対応とも連携しながら、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供します。



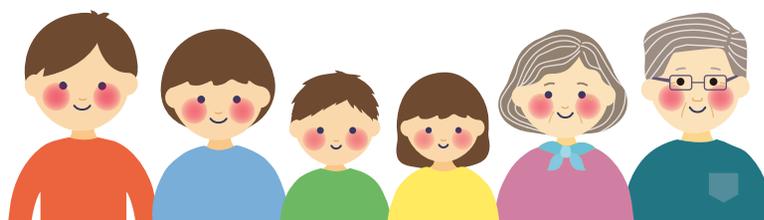
# 目標値等一覧

テーマ	項目	平成26年度	令和元年度	令和7年度目標値	
1 意識を変える	<b>取組の柱(1) 社会全体の意識を変える</b>				
	男女共同参画計画策定市町村の割合	55.8%(19市町村)	市81.8%(9市) 町村39.1%(9町村)	市100%(11市) 町村70%以上(17町村以上)	
	女性活躍推進法に定める推進計画策定市町村の割合	—	市45.5%(5市) 町村21.7%(5町村)	市100%(11市) 町村70%以上(17町村以上)	
	<b>取組の柱(2) さまざまな場での意識を変える</b>				
	「家庭生活」で男女が平等と感じている割合 (男女共同参画社会に関する県民意識調査)	34.4%	35.2%	45%(R6年度)	
	高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた目標値 (R6年度目標値)				
	男女共同参画関連講座への男性参加者数	275人	主催講座215人 出前講座1,343人	10,000人(R2~R6年度累計)	
	「職場生活」で男女が平等と感じている割合 (男女共同参画社会に関する県民意識調査)	32.7%	34.3%	45%(R6年度)	
	高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた目標値 (R6年度目標値)				
	ワークライフバランス推進延べ認証企業数	—	344社	615社	
2 場をひろげる	<b>取組の柱(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b>				
	県の審議会等の委員の男女構成	男女構成(女性委員の割合)	33.5%	34.8%	均衡
		改選時に少ない方の性の委員を1名以上増やした審議会の割合(一方の性が40%未満の審議会対象)	—	—	90%
	「政治の場」で男女が平等と感じている割合 (男女共同参画社会に関する県民意識調査)	13.8%	16.4%	25%(R6年度)	
	女性活躍推進法に規定する高知県事業主行動計画で定めた目標値				
	県職員 (知事部局)	新規採用職員に占める女性割合	57.4%	40.8%	40%
		管理職における女性職員の割合	7.4%(H27年度)	11.6%(H31年度)	18.0%
		チーフ・班長職以上における女性職員の割合	19.6%(H27年度)	23.9%(H31年度)	30%
	公立学校	教職員の採用者に占める女性の割合	56.7%(H27年度)	教員51.6% 学校事務55.6%	教員46.8% 教育事務56.6%
		教職員の管理職に占める女性の割合	19.6%(H27年度)	28.4%	30%
		事務職員の管理職に占める女性の割合	50%(H27年度)	50%	55.3%
	県警本部	令和8年4月1日における警察官に占める女性の割合	—	—	13%
		補佐級以上の一般職員に占める女性の割合	—	—	40%
		女性警察官に占める巡査部長以上の割合	—	—	40%
	<b>取組の柱(2) 働く場をひろげる</b>				
	高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた目標値 (R6年度目標値)				
		県内企業における育児休業取得率 (高知県労働環境等実態調査)	—	男性:7.6% 女性:95.7%(H30年)	男性:30% 女性:100%(R6年度)
		県内企業における時間単位年次有給休暇制度導入率 (高知県労働環境等実態調査)	—	29%	40%(R6年度)
	高知県職員子育てサポートプラン等で定めた目標値				
	県職員 (知事部局)	子どもが生まれた男性職員の育児休業取得率	6.2%	18.0%	50%
子どもが生まれた女性職員の育児休業取得率		100%	100%	100%	
配偶者の出産休暇・男性職員の育児参加休暇		—	—	あわせて5日以上 取得 100%	
公立学校	子どもが生まれた男性職員の育児休業取得率	2.9%	0%	50%	
	子どもが生まれた女性職員の育児休業取得率	100%	100%	100%	
	配偶者の出産休暇・男性職員の育児参加休暇	—	—	あわせて5日以上 取得 100%	
県警本部	子どもが生まれた男性職員の育児休業取得率	0.0%	4.4%	50%	
	子どもが生まれた女性職員の育児休業取得率	100%	95.2%	100%	
	配偶者の出産休暇・男性職員の育児参加休暇	—	—	あわせて5日以上 取得 100%	
高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた目標値 (R6年度目標値)					
	高知家の女性しごと応援室における就職者数	—	668人(H26~30年度累計)	1,000人(R2~6年度累計)	
3 環境を整える	<b>取組の柱(1) 育児・介護等の基盤整備</b>				
	高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた目標値 (R6年度目標値)				
		ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数(両方会員含む)	—	797人	1,000人
		多機能型保育支援事業の実施か所数	—	13か所	40か所
		延長保育事業の実施か所数	13市町村105か所	13市町村137か所	14市町村140か所
		病児保育事業の実施か所数	5市町村8か所	9市町村22か所	10市町村25か所
		一時預かり事業の実施か所数	18市町村36か所	24市町村102か所	26市町村110か所
	<b>取組の柱(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b>				
		配偶者等からDV被害を受けたもののうち、どこか(だれか)へ相談した者の割合(男女共同参画社会に関する県民意識調査)	男性35.2% 女性66.4%	男性29.2% 女性56.3%	男性40% 女性70%

## モニタリング指標一覧

	項目	平成21年度	平成26年度	令和元年度
意識を変える	実生活での男女平等意識 (男性が優遇されていると感じている人の割合) 社会通念・慣習・しきたり 社会全体	70.7% 64.9%	70.8% 66.0%	63.5% 60.4%
	女子差別撤廃条約を知っていると答えた人の割合	40.2%	35.1%	40.6%
	家庭における現実の男女の役割分担 (男性と女性が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する場合)	18.1%	18.9%	18.9%
	家事労働時間(県平均:1日平均:15歳以上)	(H18年調査値)	(H23年調査値)	(H28年調査値)
	女性の平均	154分	152分	171分
	男性の平均	24分	23分	29分
	男女混合名簿(出席簿)実施率		(H27年調査値)	(H30年調査値)
	公立幼稚園	72.0%	82.4%	82.4%
	公立小学校	47.4%	61.2%	68.8%
	公立中学校	32.8%	54.7%	61.7%
	公立高等学校	56.7%	77.8%	84.6%
	公立特別支援学校	92.3%	100.0%	100.0%
高知県小中・高等学校PTA連合会の役員に占める女性の割合	10.0%	16.2%	14.0%	
公立小中高等学校のPTA会長に占める女性の割合	13.2%	15.5%	16.6%	
場をひろげる	地方議会に占める女性議員の割合	10.8%	10.8%	13.5%
	高知県議会議員選挙の候補者に占める女性の割合 (任期満了に伴う選挙に限る)	(H23年選挙) 3.3%	(H27年選挙) 5.1%	(H31年選挙) 5.9%
	県職員(知事部局)に占める女性の割合	26.8%	30.7%	33.4%
	市町村職員に占める女性の割合	31.6%	35.0%	38.1%
	市町村職員の管理職員に占める女性の割合	12.4%	15.0%	18.8%
	市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合	22.2%	25.4%	27.4%
	管理的職業従事者に占める女性の割合	(H17国勢調査値) 13.8%	(H22国勢調査値) 16.7%	(H27国勢調査値) 18.8%
	商工会議所・商工会の役員に占める女性の割合	9.5%	9.8%	11.8%
	農業協同組合の正組合員に占める女性の割合	28.2%(H21.3時点)	30.0%(H26.3時点)	30.7%(R2.3時点)
	農業協同組合の役員に占める女性の数及び割合	16農協19人(5.7%)	15農協29人(9.0%)	4農協10人(7.2%)
	女性農業委員数及び割合	30人(4.7%)	51人(8.3%)	61人(15.6%)
	漁業協同組合(沿海地区出資)の正組合員に占める女性の割合	7.6%	9.6%	10.6%
	雇用労働者総数に占める女性の割合	(H17国勢調査値) 48.6%	(H22国勢調査値) 50.2%	(H27国勢調査値) 50.7%
	男女間の賃金格差(男性一般労働者の所定内給与額を100としたときの、女性一般労働者の所定内給与額)	76.0%	72.8%	76.4%
	男女の年間総実労働時間数(従業員規模30人以上)			
	パートタイム労働者含む	1,788時間	1,848時間	1,778時間
	パートタイム労働者除く	1,972時間	1,987時間	1,957時間
	家族経営協定締結農家数	443戸	864戸	999戸
	認定農業者の女性の数及び割合	219人	209人	199人(6.6%)
	NPO法人における女性代表の割合	17.5%(44/252)	17.3%(55/318)	19.4%(66/341)
女性消防団員数	219人	297人(H27.4.1時点)	305人(H31.4.1時点)	
環境を整える	こうち男女共同参画センター「ソーレ」における男性相談件数	31件	43件	52件
	人工妊娠中絶実施率(15歳以上50歳未満女子総人口千対)	11.0(全国8.2)	9.2(全国6.9)	6.8(全国6.2)
	がん検診受診率(市町村検診+職域検診 40~50歳代実施分)			
	子宮頸がん	37.0%	44.4%	46.0%
	乳がん	43.7%	47.5%	51.2%
配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)における暴力を伴う相談件数	578件	484件	634件	

性別にかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと活躍できる高知県へ



# 男女共同参画に関する歩み

年	世界	日本	高知県
1945(昭和20)	・国際連合成立	・「衆議院議員選挙法」改正交付(婦人参政権実現)	
1946(昭和21)	・国際婦人の地位委員会を設置	・「日本国憲法」公布(男女平等明文化)	
1947(昭和22)		・日本初の婦人参政権行使	
1948(昭和23)	・「世界人権宣言」採択	・改正民法公布(家父長制廃止)	
1952(昭和27)	・「婦人の参政権に関する条約」採択	・講和条約発効	
1956(昭和31)		・「売春防止法」公布	
1961(昭和36)		・「所得税法」改正(配偶者控除制度新設)	
1967(昭和42)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1975(昭和50)	・国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)世界行動計画、メキシコ宣言採択	・「国際婦人年」にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議採択 ・総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始 ・国際婦人年日本大会	・婦人の社会的地位に関する調査実施 ・初の女性県議員誕生
1976(昭和51)		・「民法」改正(離婚復氏制度)、「戸籍法」公布	・婦人問題推進本部設置
1977(昭和52)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館	・婦人問題懇話会設置
1979(昭和54)	・「女子差別撤廃条約」採択		
1980(昭和55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「民法」改正(配偶者の相続分改正) ・国連婦人の10年中間年日本大会	・県民生活課に婦人対策班を設置 ・高知県婦人行動計画策定
1981(昭和56)	・「女子差別撤廃条約」発効 ・ILO第156号条約(家族的責任条約)採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「女子差別撤廃条約」の早期批准に関する要望を国に提出
1985(昭和60)	・「国連婦人の十年」のナイロビ世界会議 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択		
1987(昭和62)		・「国籍法」改正 ・「国民年金法」改正(専業主婦の基礎年金保障) ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・「所得税法」改正(配偶者特別控除制度新設・施行) ・新学習指導要領告示(高校家庭科男女必修) ・パートタイム労働指針告示	
1989(平成元)	・児童の権利に関する条約採択		・県内出身者初の女性国会議員誕生 ・男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施
1990(平成2)	・ナイロビ将来戦略見直し勧告		・「こうち女性プラン」策定 ・高知市女性センター開館
1991(平成3)		・「育児休業法」公布 ・新国内行動計画(第一次策定)策定 ・介護休業制度等の関するガイドラインの策定 ・初の婦人問題担当大臣誕生 ・「パートタイム労働法」公布	
1992(平成4)	・環境と開発に関する国連会議		・「女性総合センター基本構想」の策定
1993(平成5)	・国連世界人権会議(ウィーン)ウィーン宣言採択 ・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択		
1994(平成6)	・ILO第175号条約(パートタイム条約(パートタイム労働に関する条約))採択 ・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択 ・国際人口・開発会議(カイロ)	・内閣府に男女共同参画推進本部設置 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置(改令) ・児童の権利に関する条約批准	・「こうち女性総合センター」の建設決定 ・男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施
1995(平成7)	・第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) ・ILO第156号条約(家族的責任条約)批准	
1996(平成8)		・「優生保護法」改正、母体保護法として公布、施行 ・男女共同参画プラン策定	
1997(平成9)		・男女共同参画会議設置(法律) ・「労働基準法」改定(女子保護規定撤廃・平成11年施行) ・「男女雇用機会均等法」改正(女子差別禁止、セクハラ防止義務・平成11年施行) ・「育児・介護休業法」改正(深夜業制度・平成11年施行) ・「介護保険法」公布	
1999(平成11)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・食料・農業・農村基本法の公布・施行(女性の参画の促進)	・こうち女性総合センター「ソーレ」開館 ・男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施
2000(平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・介護保険法の施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下、「ストーカー規制法」という。)公布・施行	
2001(平成13)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「配偶者暴力防止法」という。)公布・施行	・初の女性副知事就任 ・「こうち男女共同参画プラン(前半期実施計画)」策定
2002(平成14)			・生活・社会づくり課に男女共同参画室設置
2003(平成15)	・女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告審議	・「少子化社会対策基本法」公布 ・「次世代育成支援対策推進法」公布	・「高知県男女共同参画社会づくり条例」制定
2004(平成16)		・「配偶者暴力防止法」改正 ・「育児・介護休業法」改正(育児・介護取得の期間雇用者へ適用拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設・平成17年施行)	・男女共同参画苦情調整委員設置 ・「こうち男女共同参画プラン(後半期実施計画)」の見直し ・「こうち女性総合センター」を「こうち男女共同参画センター」に改称 ・男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施
2005(平成17)	・「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006(平成18)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)	・「男女雇用機会均等法」改正(間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止・平成19年施行) ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	
2007(平成19)		・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正(均衡の取れた処遇の確保の促進・平成20年施行) ・「配偶者暴力防止法」改正(平成20年施行) ・「仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動計画指針」策定	・高知県DV被害者支援計画策定
2008(平成20)	・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告書提出		・女性相談支援センター新築移転
2009(平成21)	・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解		・男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施
2010(平成22)		・「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	
2011(平成23)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(略称:UN Women)」発足		・「こうち男女共同参画プラン」改定 ・「高知県DV被害者支援計画」改定
2012(平成24)	・自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議案採択		
2013(平成25)		・「配偶者暴力防止法」改正(平成26年施行)	
2014(平成26)	・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告書提出 ・自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議案採択		・男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施 ・「高知家の女性しごと応援室」の開設
2015(平成27)	・「持続可能な開発目標(SDGs)」が国連サミットで採択 ・「北京+20記念会合」開催 ・UN Women日本事務所開設(アジア地域唯一のリエゾンオフィス)	・「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)公布・施行	・「こうち男女共同参画プラン」改定
2016(平成28)	・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解	・「女性活躍推進法」完全施行 ・「育児・介護休業法」改正(仕事と介護の両立支援制度の見直し等・平成29年施行) ・「男女雇用機会均等法」改正(妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務・平成29年施行)	・「高知県DV被害者支援計画」改定
2017(平成29)		・「育児・介護休業法」改正、施行(育児休業期間の延長、育児目的休暇の新設)	
2018(平成30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	
2019(平成31/令和元)		・「育児・介護休業法」改正(子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得・令和3年施行) ・「女性活躍推進法」改正	・男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施
2020(令和2)	・「北京+25記念ハイレベル会合」開催	・「男女共同参画基本計画(第5次)」閣議決定	・「こうち男女共同参画プラン」改定

国連婦人の十年(1975-1985)